

## 組合員の皆様

2015年2月18日

## ウルグアイでの油濁対応契約に関する要件

### 背景

2015年2月20日にウルグアイで、同国の Coast Guard（海上保安局）が認可した油濁対応業者（OSRO）と契約することを船主に求める、一連の規則を定めた Disposición Marítima 第149号が発効します。この規則は、ウルグアイの2012年11月23日付法律第19.012号に基づいて制定されたものです。本回覧では、この規則の概要をご案内します。

### 概要

この規則は、下記のいずれかに該当する船舶が、ウルグアイ海域の港または停泊地に入る24時間前までに、ウルグアイ Coast Guard から認可を受けた OSRO と油濁対応契約を締結することを現地代理店（ウルグアイ船籍の場合を除く）に義務付けています。

- 1) サイズに関わらず全てのタンカーまたはバージ
- 2) 座礁や沈没を引き起こしかねない欠陥があるとウルグアイ当局が判断した全ての船舶
- 3) ウルグアイの停泊地に24時間を超えて錨泊する全ての船舶
- 4) ウルグアイの排他的経済水域（EEZ）で資源の探査または開発に従事する全ての船舶

ウルグアイ船籍の場合には、船主が直接 OSRO と契約を締結することができます。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

[www.standard-club.com](http://www.standard-club.com)

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548  
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,  
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK  
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: [pandi.london@ctplc.com](mailto:pandi.london@ctplc.com)



国際グループが把握している、現時点で本規則により認可されている OSRO は、Marine Environmental Care Lasimar S.A.（以下「Lasimar」）と CINTRA Golantex S.A.（以下「CINTRA」）の2社です。船舶が上記 1 から 4 に該当する場合は、この2社のいずれかが発行した契約証書を現地当局に提出しなければなりません。

国際グループは、船舶が上記 1 から 4 に該当する場合に、現地代理店（ウルグアイ船籍の場合は船主）がサインする必要がある契約について、Lasimar と CINTRA の契約証書を精査しました。いずれの契約も、条件は国際グループの油濁対応計画ガイドラインに沿っており、契約により発生する責任は組合員の P&I カバーの対象となります。認可 OSRO2 社の連絡先は下記の通りです。

## CINTRA

担当：Mr. Ariel Calderón

E-mail：[ariel.calderon@golantexonline.com](mailto:ariel.calderon@golantexonline.com) および [info@golantexonline.com](mailto:info@golantexonline.com)

24 時間対応緊急電話番号：

+ 598 2900 2326  
+ 598 9531 3772  
+ 598 9531 3672

## LASIMAR

担当：Mr. Luis Tabó

E-mail：[operaciones@mecsa.com.uy](mailto:operaciones@mecsa.com.uy)

24 時間対応緊急電話番号：+ 598 9990 2496

さらに本規則は、上記 1 から 4 に該当する船舶について下記の書類を現地当局に提出することを求めています。

- 1) 船舶の P&I 保険の証拠。船舶の加入証明書 (Certificate of Entry) の提出が必要です。
- 2) タンカーが貨物として 2,000 トンを超える持続性重質油をばら積みで輸送する場合は、1992 年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約 (92 CLC) に基づいて発行された当該船舶の条約証書
- 3) 船主が上記 2 社の OSRO のいずれかと契約を締結していることを証明する、この規則が定めた書式で当該 OSRO が発行した契約証書

.. / ...



したがって、上記要件に該当する船舶の船主は、この規則を遵守するために、2月20日以前に十分な余裕をもって P&I 保険を更改しておくことが重要となります。特に、当該船舶の現地代理店は、船舶がウルフアイ海域における停泊または操業の許可を申請する 24 時間以上前までに、規定通りの書類を提出できるようにしておく必要があります。

国際グループはこの規則の検討を継続し、必要に応じて組合員の皆様に最新の情報をご案内します。

組合員の皆様には、本規則およびこれに伴う認可 OSRO との契約要件が 2015 年 2 月 20 日に発効することを前提としたご対応をお願いいたします。必要な場合には当クラブへご連絡ください。

国際グループの全加盟クラブが類似の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose  
Chief Executive  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835  
E-mail: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)